

令和6年3月8日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

諮詢期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間を要しているため30日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢を行うことができません。

なお、諮詢の予定時期につきましては、本日から1か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

旧姓を使用を認められている裁判官の人事情報を最高裁判所裁判官会議議事録に掲載される場合、裁判官の姓として戸籍姓と旧姓のどちらが表示されているかが分かる文書

2 苦情の申出がされた日

2月6日付け（同月7日受付）

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）